

財政法判例研究

随意契約によるし尿汚泥等収集運搬業務に関する委託料差止請求事件

徳島地裁令和6年9月25日判決（令和4年（行ウ）第13号、支払差止等請求事件）判例
地方自治519号64頁

横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授 板垣勝彦

【事実の概要】

（1）町がし尿・浄化槽汚泥収集運搬業務を民間業者に委託するに至った経緯

C協同組合（以下「本件組合」という。）は、中小企業等協同組合法により設立された事業協同組合であり、徳島市に所在する3つの株式会社と有限会社、徳島県板野郡に所在する1つの有限会社を併せた4社（以下「本件4社」という。）を構成員とする。C協同組合は、多年にわたり、徳島県藍住町（以下「町」という。）から、し尿・浄化槽汚泥収集運搬業務（本件業務）を受託してきた。本件組合が本件業務を受託するに至った経緯は、以下のとおりである。

町は、昭和57年、し尿処理施設中央クリーンステーションを建設し、直営でし尿・浄化槽汚泥収集運搬業務を行っていたが、その後、人口の増加等の要因から町のし尿の処理量は増加する一方、人件費の抑制が求められていて収集職員の増員や新規採用は見込むことができず、また、し尿の処理量の増加に伴って薬品や燃料費など処理に係る費用負担も増大していた。そうしたことから、町は、平成18年12月、中央クリーンステーション民間委託実施計画（以下「本件計画」という。）を策定し、将来にわたり、し尿処理に係るコストの削減を図り、効率のよい業務の運営を行うため、し尿の収集運搬業務（浄化槽清掃を含む。）について民間の業者に委託する方針を定めた。

町は、本件計画において、本件業務を民間の業者に委託するに際しては、協同組合を前提とし、すなわち、複数の業者からなる協同組合に委託することで、そのうちの1、2社が倒産等した場合であっても業務の遂行に支障を来さないようにするため、選定された団体は必ず協同組合を設立しなければならないこととして、他市町で実績を有している業者の団体に対して一般公募を行い、それぞれの団体に管理運営提案書の提出を求め、その提案内容を委託業者選定委員会で判断し、委託業者を選定するという方式（公募型プロポーザル方式）を採用すること、また、委託期間については、設備投資や資材購入の面から5年とすることなどを定めた。

（2）平成19年度ないし平成23年度の業務委託契約締結に至る経緯

ア 平成19年1月11日、町は、募集要項及び業務仕様書の交付期間を3週間、参加資格要件を、概要、下記の内容として、町中央クリーンステーションし尿・浄化槽汚泥収集運搬業務等に係る公募型プロポーザル（以下「本件プロポーザル」という。）手続開始の公告を行った。町が下記①で、概ね半径15km以内に主たる事業所があることを求めたのは、緊

急時に速やかな対応を行わせるためであった。

記

委託は、次に掲げる条件（抜粋）をいずれも満たしているし尿収集運搬業者4社以上で組織される協同組合に対して行う。即ち、選定後は協同組合を登記することを前提とした申し込みとし、団体の代表者が代表して参加申し込みを行うこと。

- ① 公告時において、町周辺市町村（概ね半径15km以内）に主たる事業所を置いている法人等であり、し尿収集運搬業務の実績を有していること。
- ② 受託後速やかに町中央クリーンステーション内に事業所を設置し、安全かつ円滑に対象業務を遂行できる団体。
- ③ 町で開催する本件プロポーザル応募のための現場説明会（平成19年2月2日）に参加すること。

イ 上記アの公告後、本件プロポーザルに係る募集要項及び業務仕様書の交付を求めたのは10社で、うち6社が現場説明会に参加を申込み、うち5社が実際に現場説明会に参加したが、同説明会実施後、本件プロポーザルへの参加を申し込んだのは本件4社のみであった。

ウ 町は、プロポーザル評価基準による評価を行った結果、本件4社の提案内容について町の要求水準に応じた適正価格の業務内容であるとともに、業務の質を確保しつつ、経費削減の面においても配慮した、バランスの取れたものと評価した。

そこで、町は、平成19年4月1日、本件4社が組合員となって設立した本件組合との間で、以下の内容でし尿・浄化槽汚泥収集運搬業務に係る委託契約（以下「平成19年委託契約」という。）を締結した。

委託業務の名称	町中央クリーンステーションし尿・浄化槽汚泥収集運搬業務及び管理運営業務
委託業務箇所	町全域
履行期限	着手 平成19年4月1日 完了 平成24年3月31日
委託料	2億8980万0000円（消費税込）

（3）平成24年度ないし平成28年度の業務委託契約締結に至る経緯

ア 平成24年3月、町は、平成19年委託契約が平成23年度をもって終了することから、次年度以降のし尿・浄化槽汚泥収集運搬業務の業務委託について検討するに当たり、平成19年度から平成23年度までの5年間につき、本件組合による業務執行は、安定的かつ適切なものであり、大きな問題はなかったことを踏まえて、本件組合から新たな5年間に係る事業計画書を徴収し、提案内容を審査したところ、次のとおりであると判断した。

- ㊦ 本件組合の業務内容や保有人員、車両等をベースとした内容となっており、平成19年度ないし平成23年度と同様、継続的に安定した業務の執行が期待できる。
- ㊧ 今後の収集運搬量の増加を見込んだものとなっており、町における店舗・住宅の増加状

況を的確に把握できており、これまでの経験と実績に裏付けられている。

- ㊦ 委託料は、現契約の単価と同額を用いて算定されているが、委託業務が安定的継続的に執行されているという現状を踏まえると、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」（廃棄物処理法施行令第4条5号）の規定を満足している。

イ そこで、平成24年4月1日、町は、本件組合との間で、以下の内容でし尿・浄化槽汚泥収集運搬業務に係る委託契約（以下「平成24年委託契約」という。）を締結した。

委託業務の名称	町中央クリーンステーションし尿・浄化槽汚泥収集運搬業務及び管理運営業務
委託業務箇所	町全域
履行期限	着手 平成24年4月1日 完了 平成29年3月31日
委託料	3億4492万5000円（消費税込）

（4）平成29年度ないし令和3年度の業務委託契約締結に至る経緯

ア 平成29年3月、町は、平成24年委託契約が平成28年度をもって終了することから、次年度以降のし尿・浄化槽汚泥収集運搬業務の業務委託について検討するに当たり、平成19年度から平成28年度までの10年間につき、本件組合による業務執行が安定的かつ適切なものであり、大きな問題はなかったことを踏まえて、本件組合から新たな5年間に係る事業計画書を徴収し、聞き取り等を実施して、提案内容を審査したところ、次のとおりであると判断した。

- ㊦ 本件組合において、店舗・住宅の総数は増加すると見込んでいる一方で、下水道接続の漸増も見込んでおり、全体としては現状の運搬料が維持されると想定しているところ、その前提に立って、これまでの業務経験やノウハウに基づいて人員等の削減を実施しても、これまでどおり安定的に継続した業務執行が可能であると考えていることが確認できた。
- ㊧ 保有車両の老朽化による新たな車両の導入に係るリース料や燃料費等物価上昇による経費の増加分が業務量の見積額に反映されており、「受託業務を遂行するに足る額」（廃棄物処理法施行令第4条5号）として適切に計上されている。
- ㊨ 事業計画書には新たに「作業時の配慮」「浄化槽管理者への情報共有」の項目が追加され、業務内容の充実改善を図ることとなっており、過去10年間の業務執行で得た知見と専門知識に基づいた業務内容へのフィードバックが行われている。

イ そこで、町は、平成29年4月1日、本件組合との間で、以下の内容で本件業務に係る委託契約（以下「平成29年委託契約」という。）を締結した。

委託業務の名称	町中央クリーンステーションし尿・浄化槽汚泥収集運搬業務及び管理運営業務
委託業務箇所	町全域
履行期限	着手 平成29年4月1日

	完了 平成34年3月31日
委託料	3億8232万0000円（消費税込）

ウ このように、町の本件組合に対するし尿・浄化槽汚泥収集運搬業務は、平成19年の本件プロポーザル手続以降、両者間で随意契約により、業務委託期間5年とする業務委託契約を締結したことで開始された。町は、平成24年及び同29年にもそれぞれ、本件組合との間で随意契約により業務委託期間5年とする業務委託契約を締結し、引き続き、し尿・浄化槽汚泥収集運搬業務を本件組合に委託してきたことが認められる。

(5) 令和4年度ないし令和8年度の本件委託契約締結と具体的な支出

ア 令和4年になり、町は、平成29年委託契約が令和3年度をもって終了することから、次年度以降のし尿・浄化槽汚泥収集運搬業務（本件業務）の業務委託について検討するに当たり、平成19年度から令和3年度までの15年間につき、本件組合による業務執行が安定的かつ適切なものであり、大きな問題はなかったことを踏まえて、同年2月頃、本件組合から新たな5年間に係る事業計画書を徴収し、聞き取り等を実施して、提案内容を審査したところ、次のとおりであると判断した。

- ㊦ 本件組合において、店舗・住宅の総数は増加すると見込んだ上で、下水道の普及状況も考慮しつつ、今後の収集運搬量の増加を見込んだものとなっており、町における店舗・住宅の増加状況を的確に把握できており、これまでどおり安定的に継続した業務執行が可能であることが確認できた。
- ㊧ 保有車両の老朽化による新たな車両の導入に係るリース料や燃料費等物価上昇による経費の増加分が業務料の見積額に反映されており、「受託業務を遂行するに足る額」（廃棄物処理法施行令第4条5号）として適切に計上されている。
- ㊨ 事業計画書には新たに「災害時の協力体制」「感染症対策」の項目が追加され、緊急時における町への協力体制や事業継続のための対策を講じている。

イ そこで、令和4年4月1日、町は、B町長のもとで、町は、本件組合との間で、随意契約の方法で、以下の内容で本件業務に係る委託契約（本件委託契約）を締結した。

委託業務の名称	し尿・浄化槽汚泥収集運搬業務（本件業務）
委託業務箇所	町全域
履行期限	着手 令和4年4月1日 完了 令和9年3月31日
委託料	4億2955万0000円（消費税込）

ウ 委託料の支払については、本件委託契約において、本件組合は、委託業務の履行について町の確認を受けた後、当該年度の委託料を12均等分割した額を町に毎月請求するものと定められており、町は、上記請求があったときは、請求書受領後30日以内に本件組合の指定する銀行口座に振込支払うものと定められていた。これに従い、令和6年6月4日まで、町は、次のとおり、委託料合計2億0712万2500円を支出した。

令和4年4月分から同5年3月分まで	1億0074万7900円
同年4月分から同6年3月分まで	9921万5600円
同年4月分（同年6月4日支払）	715万9000円

（6）住民監査請求と住民訴訟

町の住民であるXは、令和4年8月10日、町監査委員に対し、①同年8月以降の本件委託契約に基づく委託料の支出の差止めと、②町の執行機関であるYがBに対し、本件委託契約に基づいて町が支払った委託料の10%に相当する金員の損害賠償請求をすることを求める住民監査請求をしたが、同監査委員は、同年10月6日付けでこれを棄却し、同月7日、Xにその旨を通知した。

Xは、令和4年11月1日、町長（B）が令和4年4月1日に本件組合との間で締結した本件業務に係る本件委託契約は、地方自治法施行令167条の2第1項2号に掲げる「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当せず、地方自治法234条2項に反する違法かつ無効な契約であると主張して、Yに対し住民訴訟を提起した。その具体的な請求は、次の①②のとおりである。

- ① 地方自治法242条の2第1項1号に基づき、本件委託契約に基づく委託料（令和6年6月4日までに支払済みの2億0712万2500円を除く。）の支出の差止めを求める。
- ② 地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、本件委託契約締結当時の町長であったBに対して、本件契約に基づいて令和6年4月分までの委託料（同年6月4日までの支払分）の総額の10%に相当する損害賠償金2071万2250円及び遅延損害金を請求するよう求める。

損害額の根拠は、本件委託契約が随意契約でなされたために、町は本件業務について競争入札による委託価格の高額化を抑制することができなくなり、これによって町が被った損害は、少なくとも町が令和4年4月分から令和6年4月分までに本件委託契約に基づき支出した委託料合計2億0712万2500円の10%に相当する、2071万2250円を下らないというものである。

【判旨】 請求棄却

2 争点1（本件委託契約の締結は、地方自治法234条2項、同法施行令167条の2第1項に反するか）について

（1）「地方自治法施行令167条の2第1項2号に掲げる「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」には、普通地方公共団体が契約を締結するに当たり、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手

方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も含まれると解すべきである。そして、このような場合に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている地方自治法及び同法施行令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して、当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である（最高裁昭和57年（行ツ）第74号同62年3月20日第二小法廷判決・民集41巻2号189頁参照。）」

（2）ア 「本件委託契約は、一般廃棄物の処理である、し尿・浄化槽汚泥収集運搬業務（本件業務）についての委託契約である。」

イ 「一般に、一般廃棄物処理業は、市町村の住民の生活に必要な公共性の高い事業であり、その遂行に支障が生じた場合には、市町村の区域の衛生や環境が悪化する事態を招来し、ひいては一定の範囲で市町村の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るものであって、その適正な運営が継続的かつ安定的に確保される必要がある。また、一般廃棄物は人口等に応じておおむねその発生量が想定され、その業務量には一定の限界があるところ、一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるよう、市町村が一般廃棄物の収集、運搬を市町村以外の者に委託する場合、その委託基準においては、受託者の能力要件に加え、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」（……廃棄物処理法6条の2第2項、同施行令4条）が要件とされており、一定の区域内の一般廃棄物の発生量に応じた需給状況の下における適正な処理が求められている。」

「これら諸点を総合考慮すると、廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられておらず、また、市町村が一般廃棄物の処理を他人に委託して行わせる場合、衛生・環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性にかんがみ、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行が重視されているものというべきである。」

ウ 「このような本件委託契約の種類、性質、目的等のほか、前記1で認定した本件委託契約締結に至る一連の経過によると、①本件プロポーザルの募集要項及び業務仕様書の交付期間（3週間）の間に、10社が募集要項等の交付を受けたものの、そのうち現場説明会に参加したのは5社にとどまり、また、実際に本件プロポーザルへの参加を申し込んだのは、そのうち本件組合を構成する本件4社にとどまったこと……、②その際の本件4社の提案内容は、町の要求水準に応じた適正価格の業務内容であるとともに、業務の質を確保しつつ、経費削減の面においても配慮した、バランスの取れたものであったことから、町は、本件組合との間で平成19年委託契約を締結したこと……、③その後、2回にわたり、事業計画書記載の収集運搬見込量や委託料等の審査を経て、委託契約が再締結されたが、当初の契約締結から15年間にわたり、本件4社によるし尿・浄化槽汚泥収集運搬の業務執行は、安定的

かつ適切に行われていたこと……、④そうした実績を踏まえつつ、令和4年2月頃、本件組合が提出した事業計画書について、今後の収集運搬量の増加状況を的確に把握できていることや、委託料が適切であること、業務内容の充実改善が図られていることなどを評価し、これまでどおり安定的に継続した業務執行ができるとして、本件組合との間で、本件委託契約を締結したこと等を指摘することができる。」

エ 「以上の諸事情を総合勘案すると、本件委託契約締結時の町長であったBが、本件業務の委託契約が、地方自治法施行令167条の2第1項2号に掲げる「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」との要件に該当すると判断し、本件委託契約を締結したことは、町長の裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものということとはできない。」

(3) 「これに対し、Xは、町の地理的状況から、隣接の市町村に存する事業者が町内のし尿の収集・運搬を行うことができることなどを理由に、本件委託契約がその性質上競争入札に適しないものとするとはできない旨主張する。しかしながら、仮に本件委託契約について競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないとしても、上記(2)イで説示したとおり、廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられておらず、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視されている上、上記(2)ウで説示したとおり、当初の契約締結から15年間にわたり、本件4社によるし尿・浄化槽汚泥収取運搬の業務執行は、安定的かつ適切に行われていたというのである。そうすると、Xの上記主張によっては、上記(2)の判断に消長を来すものではない。」

3 「したがって、本件委託契約が地方自治法施行令167条の2第1項2号の要件に該当せず、地方自治法234条2項に反し違法なものであるということとはできない。」

【評釈】

1 本件の争点

地方自治法234条1項は、売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものと規定するところ、同条2項は、指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限って可能な例外的手段として位置付けている¹。これを受けた地方自治法施行令167条の2第1項2号は、随意契約によることができる要件の1つとして、「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」と定める²。

¹ 碓井光明『公共契約法精義』（信山社、2005年）199頁以下。

² 同項第1号は、当該普通地方公共団体の規則で定める一定額以下の契約について随意契約に付することを認めている（少額随契）。その趣旨は、少額の契約を競争に付すことは非効率・不経済を招きかねないことから、契約事務の簡素化を図るためとされる。令和7年の政令改正では、昨今の物価高騰や事務の効率化の観点から、基準額が引き上げられた。斉藤徹史「少額随契の基準額の見直しをはじめとする地方自治法施行令改正のポイント

浄化槽汚泥とは、浄化槽でし尿を処理した後の残渣を指し、し尿とは、浄化槽で処理されていない生し尿（狭義のし尿）を指す。浄化槽汚泥とし尿を合わせたものが広義のし尿であって、広義のし尿は「一般廃棄物」（廃棄物処理法2条2項）に該当する。

廃棄物処理法では、市町村は、一般廃棄物について、その区域内における収集運搬及び処分に関する事業の実施をその責務とし、計画的に事業を遂行するために一般廃棄物の処理を自ら行い、又は市町村以外の者に委託し若しくは許可を与えて行わせるものとしている（同法4条1項、6条、6条の2第1項、第2項、7条1項）。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合、政令により、業務の遂行に足る施設、人員及び財政的基礎を有し、業務に関する相当の経験を有する適切な者に対して委託すること等の受託者の能力要件等に加え、委託料が受託業務を遂行するに足りる金額であることと定められている（廃棄物処理法6条の2第2項、同施行令4条各号の委託基準）³。

具体的な争点は、本件業務に係る本件委託契約が、地方自治法施行令167条の2第1項2号にいう「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するかである。Xは、町域はほぼ平野部にあり、面積が小さく、隣接市町村からの距離も短いのであるから、近隣市町村の民間事業者は、物理的には容易に町内のし尿・浄化槽汚泥収集運搬事業に参入可能であり、町域におけるし尿・浄化槽汚泥収集運搬業務は民間事業者の競争に適する分野であって、「その性質又は目的が競争入札に適しない」業務とはいえないと主張する。

これに対して、Yは、一般廃棄物である広義のし尿の収集運搬業務は、住民の生活に必要な不可欠な公共性の高い事業であるから、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業ではなく、経済性の確保等の要請よりも、廃棄物処理法施行令4条各号に規定する委託基準に従った適正な業務の確実な履行が重視されるべきであって、「その性質又は目的が競争入札に適しない」業務であると反論する。その上で、Yは、本件組合の過去15年間の業務履行は安定的かつ適切なものであり、また、本件組合からの新たな5年間に係る事業計画の審査においても、これまでどおり安定的に継続した業務の執行が可能であること等が確認されている以上、引き続き本件組合に本件業務を委託することが合理的であると反論する。

2 一般廃棄物の収集、運搬、処理業務の委託の随意契約

先例である最高裁昭和62年3月20日判決（民集41巻2号189頁）は、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とは、「普通地方公共団体が契約を締結するに当たり、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経

ト」『ぎょうせいオンライン 自治体法務（2025.04.21）』
<https://shop.gyosei.jp/online/archives/cat03/0000104757>

³ 北村喜宣『環境法 [第6版]』（弘文堂、2023年）465頁以下。

験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も含まれる」として、契約の性質に照らし又は目的を達成する上で妥当であって公益の増進につながると合理的に判断される場合も含まれるとして、その可能性を比較的幅広くとっている。そして、その該当性については、「契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている地方自治法及び同法施行令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して、当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である」として、契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮した合理的な裁量的判断に委ねられるべきであるとする⁴。

一般廃棄物の収集、運搬、処理業務の委託の随意契約については、東京地裁平成19年11月30日判決（平成18年（行ウ）第692号）判例集未登載が、後の裁判例に影響を及ぼしている。東京地裁は、塵芥収集運搬業務委託契約における随意契約について、「廃掃法及び同法施行令が、……一般廃棄物の適正な処理は、住民が衛生的な環境下において健康で文化的な生活を営むために極めて重要な意味を持つことから、その確実な履行を最優先に位置付け、委託料の低廉化という要請を後退させているため、価格の低廉性を重要な要素と位置付ける一般競争入札によっては、その趣旨の実現を図ることは困難である」と述べて、一般廃棄物処理は確実な履行が最優先であり、委託料の低廉化の要請は後退すると述べた⁵。宮崎地裁平成24年3月9日判決（判例地方自治371号66頁）は、東京地裁平成19年11月30日判決の強い影響を受けており、都農町が随意契約で締結した一般廃棄物収集運搬業務委託契約について、業務の確実な履行が何よりも優先であるとして、見積書を複数社から徴収していないという手続的瑕疵も、適格事業者が1社しかいなかったことを理由に不問としている。本件におけるYが契約の確実な履行を掲げて反論しているのも、これらの裁判例に倣ったものと推測される。

近年では、さいたま地裁令和4年5月25日判決（判例地方自治519号44頁）が、一部事務組合が締結した一般廃棄物処理熱回収施設等設備に係る技術支援業務委託契約について、当該施設建設事業を推進するためにはごみ処理全般に関する専門的な知識と経験を有するコンサルタントの支援が必要であり、また同事業に係る経緯を踏まえると、住民との合意形成についての実務経験、建設予定地近辺の状況の継続的把握等の条件を備えたコンサルタントを選ぶ必要があり、随意契約の相手方当事者となった一般財団法人は、清掃協議

⁴ 随意契約一般に関する裁判例の分析については、参照、板垣勝彦「判例解説（大阪地裁令和3年5月13日判決判例地方自治486号58頁）」地方財務828号（2023年）201頁。

⁵ それ以前の事案としては、加古川市が紙布類収集業務委託契約を随意契約で締結した事案において、裁量権の逸脱・濫用は認められないとした神戸地裁平成14年9月19日判決（判例地方自治243号77頁）がみられる。

会の新ごみ処理施設整備構想策定業務を請け負い、過去には技術支援業務において事業の進捗管理や課題の整理を行い、住民説明会にも出席しており、建設予定地の決定までの経過や現在の地元の状況等も把握しているなど、当該契約の目的、内容に照らしその目的を究極的に達成する上で妥当である場合に当たるとして、随意契約の締結は適法であると判断している。

過去の競争入札における経緯を考慮に入れたという意味では、館山市が2502万円でペットボトル処理業務（中間処理、ベール化）の委託契約を随意契約で締結したという事案にかかる東京高裁平成27年12月10日判決（平成27年（行コ）第241号）判例集未掲載が参考になる。東京高裁は、平成14年度から16年度にかけて指名競争入札を実施したが予定価格を上回るものばかりであったため随意契約としたこと、一時保管場所、ベール化作業施設、ベール化後の保管場所をすべて市内とするという条件をすべて満たしたのが1社のみであったことなどを挙げた上で、裁量権の逸脱・濫用は認められないと結論付けた。大阪地裁平成29年5月24日判決（判例地方自治437号68頁）は、柏原市が元々し尿処理業者であった者に対して毎年2000万円程度の金額で公共下水道整備の代替業務としてごみ収集運搬業務の委託契約を締結した事案であり、車両数、従業員数、経験の程度から利益率に至るまで、かなり詳細に立ち入った上で、裁量権の逸脱・濫用を否定している。

随意契約では全般に行政の幅広い裁量が認められる傾向が強く、裁量の逸脱・濫用を認めた判決は僅少である。数少ない例外が神戸地裁平成22年2月16日判決（判例地方自治373号78頁）であり、川西市が締結した一般廃棄物の運搬委託契約について、鉄くずを運搬するだけの単純業務であって、競争入札によることが不可能ないし著しく困難であるとはいえないとして、裁量の逸脱・濫用を認定した⁶。近年では、大阪高裁令和2年2月6日判決（平成31年（行コ）第11号）判例集未掲載は、原審（大阪地裁平成30年12月18日判決判例時報2421号10頁）と同様に、香芝市が一般廃棄物（可燃ごみ）の収集運搬業務委託契約を締結したことについて、「形だけのプロポーザル」を行ったにすぎないとして、裁量権の逸脱・濫用を認定するとともに、契約の効力も私法上無効としたことが注目される。

3 本判決の分析

本判決の基本線も、やはり東京地裁平成19年11月30日判決の延長線上にある。すなわち、本判決は（2）イ段落で、一般廃棄物処理業は住民生活に必要不可欠で公共性の高い事業であり、遂行に支障が生じれば住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険があるため、適正な運営が継続的かつ安定的に確保される必要があること、一般廃棄物の発生量・業務量には一定の限界があるから、その収集、運搬を委託する場合には、需給状況を考慮した上で委託事業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるべく留意しなければならない

⁶ ただし、結論としては、最高裁昭和62年5月19日判決（民集41巻4号687頁）の枠組みに従って、契約の効力が私法上無効であるとまではいえないとしている。

いことを述べた上で、委託基準において能力要件に加えて委託料が適正額であることが求められているのは（廃棄物処理法6条の2第2項、同施行令4条）、その表れであることを確認する。契約の種類、性質、目的に照らせば、一般廃棄物処理業の委託は、「専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられておらず、また、市町村が一般廃棄物の処理を他人に委託して行わせる場合、衛生・環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性にかんがみ、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行が重視されている」契約ということになる。

続く（2）ウ段落では、平成19年の本件プロポーザルから始まって、本件委託契約締結に至る一連の経過について確認がなされている。それは、①募集要項及び業務仕様書の交付は10社が受けたものの、実際の参加申込みは本件4社にとどまったこと、②本件4社の提案内容は適正価格かつ業務内容の品質も確保されたバランスの取れたものであったこと、③その後2回にわたり委託契約が再締結され、実に15年間にわたって本件4社による業務執行は安定的かつ適切に行われていたこと、④本件委託契約は、そうした実績を踏まえつつ本件組合の事業計画書を適切に評価した上で締結されたことを認定する。

こうした考慮を経て、本判決は、（2）エ段落において、B町長による本件委託契約の締結には裁量権の逸脱・濫用は認められないとした。Xは町の地理的状況から隣接の市町村に存する事業者が町内のし尿の収集・運搬を行うことは可能であって、本件委託契約はその性質上競争入札に適しないとは言えないと主張したが、本判決は、「仮に本件委託契約について競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないとしても、……廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられておらず、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視されている上、……当初の契約締結から15年間にわたり、本件4社によるし尿・浄化槽汚泥収集運搬の業務執行は、安定的かつ適切に行われていた」ことを理由に、結論は変わらないとする。しかし、地方自治法234条2項及び同法施行令167条の2第1項2号では、随意契約は、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に限って認められる例外的手段であったはずであり、本件において「競争入札の方法によることが不可能又は著しく困難とはいえない」のであれば、競争入札を行うべきことがむしろ要請されるのではないか。これでは原則と例外が逆転してしまっている。たしかに一般廃棄物処理業の委託においては需給調整を図るべき性格が強く⁷、業務の確実な履行が重視されることに異論はない。け

⁷ 有名な最高裁平成26年1月28日判決（民集68巻1号49頁）は、一定区域を対象とする一般廃棄物処理業の許可が、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響についての適切な考慮を欠くものであるならば、許可業者の濫立により需給の均衡が損なわれ、その経営が悪化して事業の適正な運営が害され、これにより当該区域の衛生や環境が悪化する事態を招来し、ひいては一定の範囲で当該区域の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るとして、一定の区域について既に一般廃棄物処理業の許可を受けている許可業者について、競業者に対して行われた同許可の取消しを求める原告適格（行政事件訴訟法9条）を認めた。

れども、そのことによって直ちに、町の区域内におけるし尿・浄化槽汚泥収取運搬業務を本件4社が15年以上にわたり独占し、新規参入が事実上排除されてきたことが正当化されるわけではないと思われる。

行政実務としては、競争性と経済性を確保しつつ、業務の確実な履行を図る方法をもう少し模索する努力は求められよう。この点、近年国や自治体で行われている取組として、「参加者の有無を確認する公募手続き」がある。これは特殊な技術又は設備が必要な工事の発注に際して採用されている手続であり、随意契約を締結する前に、受注を希望する事業者が他にいるかについて参加意思確認書を募り、その結果に応じて競争入札を行うか随意契約を締結するかを決める方式である⁸。工事の性質上、当該契約に対応できる事業者が事実上限られていることなど、いくつかの条件が揃う必要はあるが、市町村においても、公募に名乗りを上げる事業者がいるか、「当たり」を付ける程度の工夫は求めたいところである。

⁸ 国土交通省関東地方整備局では、ポンプの設備修繕や一般旅客自動車供給業務を中心として、令和6年に41件、令和7年に38件の「参加者の有無を確認する公募手続き」が行われている（いずれも公示日を基準とする）。関東地方整備局ウェブサイト「入札契約参加者の有無を確認する公募」<https://www.ktr.mlit.go.jp/nyuusatu/index00000020.html>